

第4章 基本理念・基本目標

1 計画の基本理念

本市の最上位計画である第8次総合計画では、「世界にきらめく いきいき旭川 ～笑顔と自然あふれる 北の拠点～」を目指す都市像としています。また、総合計画における地域福祉や高齢者福祉の分野については、「互いに支え合う福祉の推進」を掲げ、住み慣れた地域での福祉サービス整備や、地域における支え合いの構築に取り組んでいます。

国を先行する本市の高齢化の中で、これまで地域包括ケアシステムを構築してきましたが、地域課題の複雑化・複合化や担い手不足の深刻化が依然課題として残っています。団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎え、生産年齢人口の減少が加速する中で、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を継続していくためには、地域の支え合いの仕組みである「地域包括ケアシステム」を本市の地域特性に合わせてより深化・充実させることが必要となります。

こうしたことから、第9期計画ではこれまでの理念を継承し、引き続き基本理念の実現を目指した施策を進めます。

基本理念

市民が共に支え合い、高齢者が生きがいと尊厳を持ち、可能な限り
住み慣れた地域で自分らしく生き活きと暮らすことができるまちづくり

2 計画の基本目標

(1)基本目標

本計画の施策の展開に当たっては、これまでの取組を更に深化・推進することを目指すことから、これまでの基本目標を継承し、次のように設定します。

基本目標

基本目標1 高齢者の自立を支える適切なサービス提供基盤の整備

基本目標2 高齢者と家族が住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられる支援体制の深化

基本目標3 介護予防のための市民の主体的な取組の推進

基本目標4 生きがいや役割を持ち、互いに支え合える地域社会づくりの促進

基本目標5 医療と介護の連携による切れ目のない支援体制の整備

(2)基本目標実現に向けた方向性

基本目標1 高齢者の自立を支える適切なサービス提供基盤の整備

高齢者が介護を要する状態になっても、その方の能力に応じた自立した、自分らしい生活を支援するためのサービス提供体制の整備、介護人材の確保を図ります。また、介護保険事業運営の持続性を確保するため、要介護等認定の適正化やケアプラン点検等を通じて介護給付の適正化に取り組みます。

基本目標2 高齢者と家族が住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられる支援体制の深化

高齢者とその家族が地域で孤立することなく、安全・安心に暮らすことができるよう、相談・支援体制や地域の見守り、除雪支援体制等を整備します。また、認知症の高齢者が自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを推進します。

基本目標3 介護予防のための市民の主体的な取組の推進

それぞれの高齢者に対応した介護予防・重度化防止のための主体的な取組を推進するため、健康づくりや介護予防に関する普及啓発、地域における通いの場の充実を図ります。また、疾病から要介護状態への進行を防止するため、保健事業と介護予防の一層の連携を図ります。

基本目標4 生きがいや役割を持ち、互いに支え合える地域社会づくりの促進

高齢者が生きがいを持てるよう地域活動や就労的活動等の多様な活動機会の充実を図るとともに、互いに支え合う地域社会づくりを促進します。また、地域包括支援センターや地域まるごと支援員を中心に、市民と地域課題を共有し、その方策を検討します。

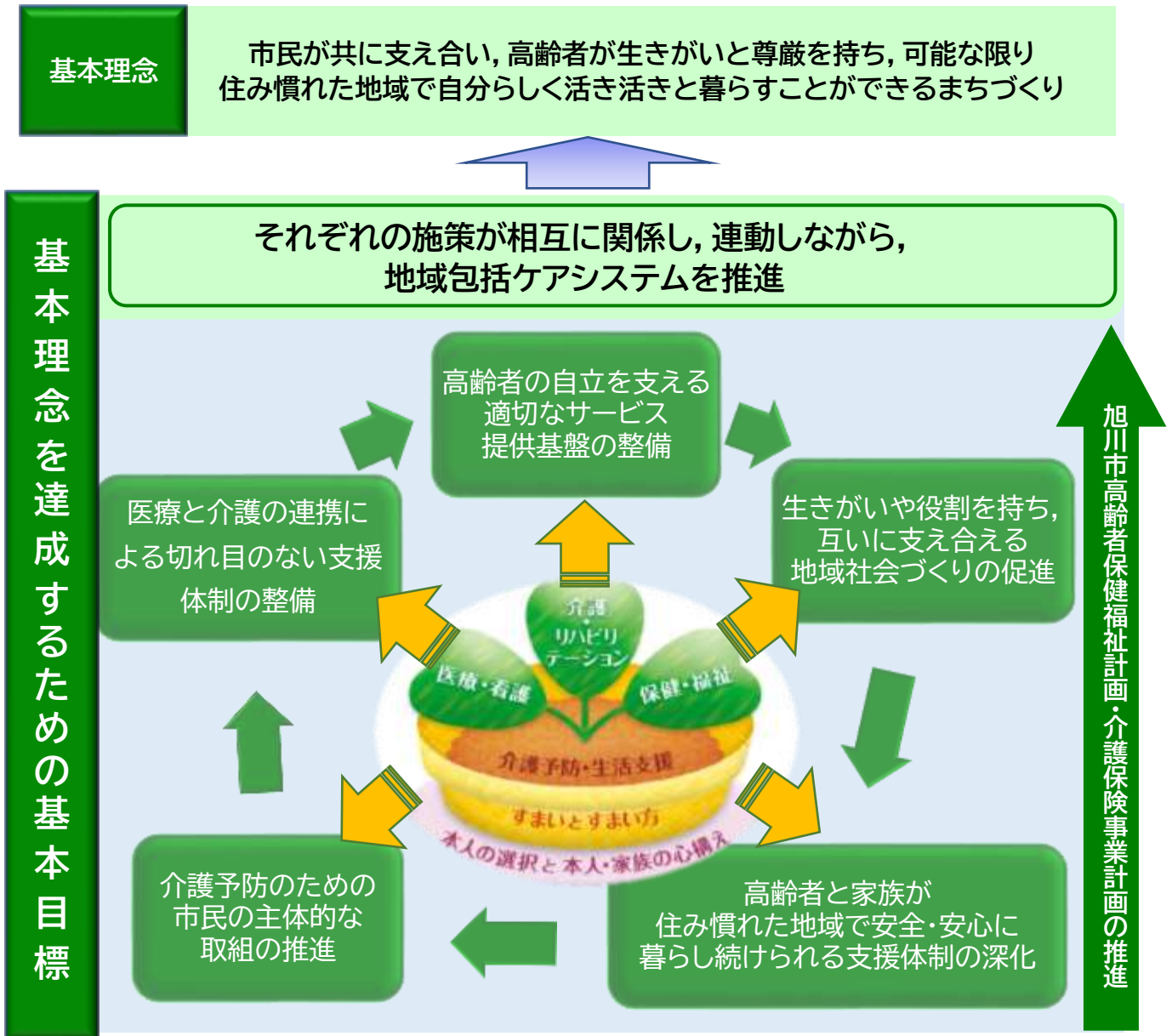
基本目標5 医療と介護の連携による切れ目のない支援体制の整備

医療と介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療機関と介護事業所等の連携体制を構築し、切れ目のない支援体制を整備します。

(3)基本目標と地域包括ケアシステムの関連性

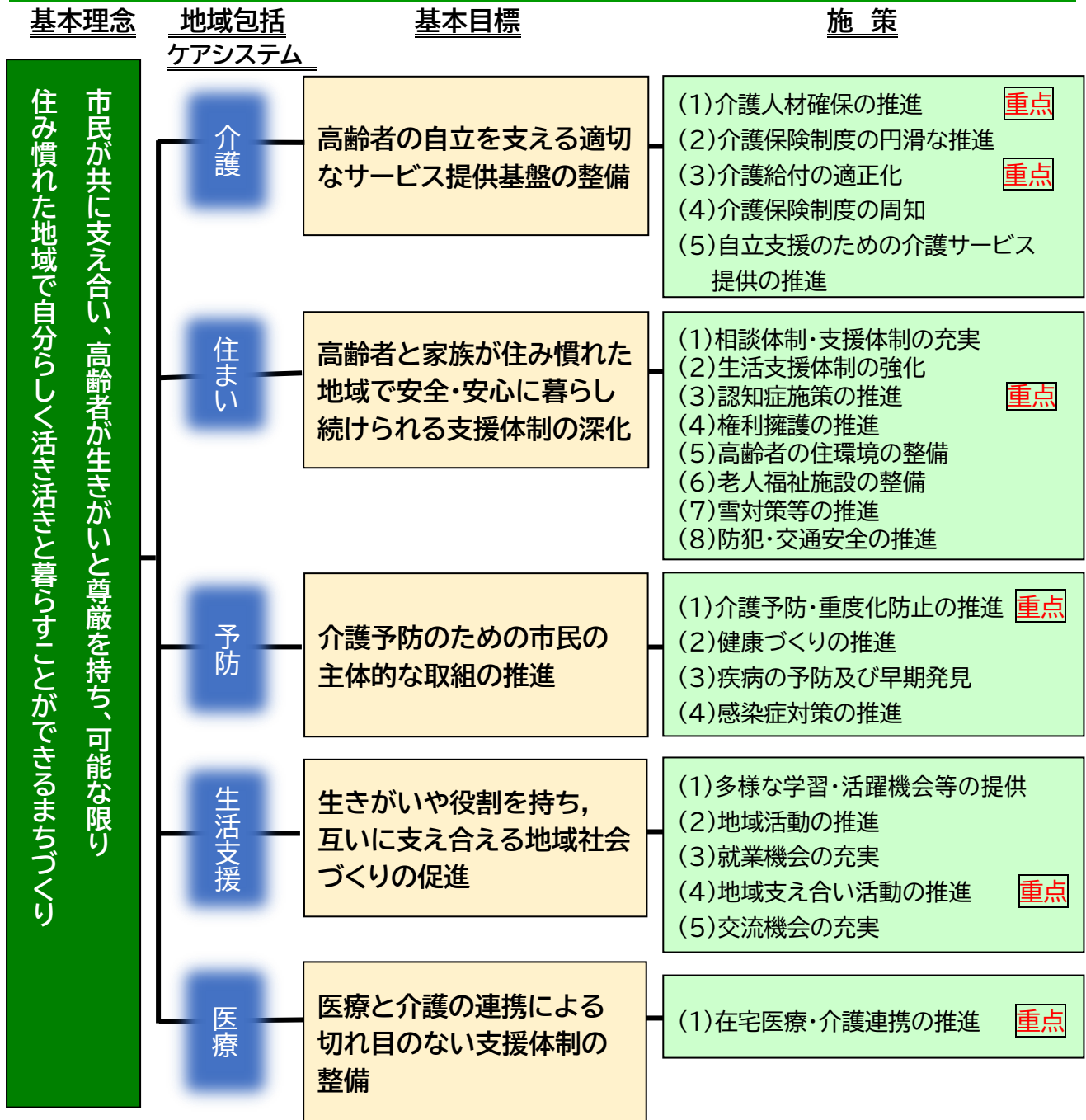
地域包括ケアシステムは、本人の選択と本人・家族の心構えに基づき、5つの構成要素(住まい、医療、介護、予防、生活支援)が相互に関係しながら一体的に提供されるものとして、植木鉢のようなイメージが提示されてきました。

本計画の基本目標(施策体系)と地域包括ケアシステムは次のような関連性を持ちます。この考えを踏まえながら、地域特性や地域資源を考慮して、本市としての地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた施策を展開します。



地域包括ケアシステムのイメージとして、国は植木鉢に例えたイメージを示しています。本人・家族がどのように心構えを持つかという地域生活を継続する基礎を皿と捉え、生活の基盤となる「住まい」を植木鉢、その中に満たされた土を「介護予防・生活支援」、専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」を葉として描いています。

3 施策体系



4 重点施策

本市の地域包括ケアシステム深化・推進のために、特に重要な次の施策を、本計画の重点施策とします。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 重点施策1 介護人材確保の推進 | 重点施策2 介護給付の適正化 |
| 重点施策3 認知症施策の推進 | 重点施策4 介護予防・重度化防止の推進 |
| 重点施策5 地域支え合い活動の推進 | 重点施策6 在宅医療・介護連携の推進 |

